

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(V)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄米軍関係者, 現地広報活動, 米国財務長官来日, 大臣内奏用資料, 返還協定に関する報道, 国会への中間報告, 寄稿・広報資料、返還協定反対論, 自民党, 公用地等の暫定使用, 沖縄復帰祝典 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43487">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43487</a>

乙巳之日  
九月既望  
人有三者  
志氣才力  
昭四六九三七

北米オ一課長

返還

(第一稿 昭和四六、九、二七)

沖繩返還交渉の本質と意義

戦後の一画期

戦後四半世紀、世界の動きの移り変りの一環としてわが国の外交は一つの画期を迎えているが、その最も象徴的な姿は第二次大戦最大の勝利者たる米国との間の平和的話しによる沖繩の返還にみられる。主権国家にとり最重要事項の領土、しかも彼我数十万の犠牲による占領、次いで永年米国の極東戦略の要としての統治の対象となつたかも重要な領土の友好裡の返還は、世界史上にも極めて稀なでき事であるが、大戦後の日米関係が敗者と勝者から真の対等協力者同志への移行という、歴史的位置付けの上で最も重要な意義をもつものである。さらにまた、戦後の歳月の分布をみれば、終戦よりサン・フランシスコ平和条約発効までが約七年、それより昭和四十一年の佐藤総理大臣の沖繩訪問まで約十三年、それより昭和四十六年の沖繩返還協定まで約六年となつており、沖繩返還の具体化がこの四半世紀の最後の四分

の一に集中していることからも、一層この「画期」の象徴性がはつきりしてくる。

出発点としての返還協定

返還協定については、右のような印象が深いだけに、一種の「終末点」であるかのごとき感を人に与える面もあるが、事実はその逆で、むしろ新しい時代に向つての「出発点」としての性格がその本来の姿である。特に本年六月十七日の協定署名に当つての佐藤総理大臣談話に「この協定は新しい沖繩県への出発点となるので」とあるとおり、協定は、沖繩県民が同じ民族として同じ法令の下、同じ地位に立つて国家の形成に参加することを可能にする第一歩である。沖繩の本土復帰はそれ自体目的であるとともに、同時にまた沖繩が本土の一県として發展して行く出発点なのである。沖繩返還協定の本質をみると、この出発点としての性格を見落してはならない。このような観点に立てば、サン・フランシスコ平和条約も、奄美返還協定も、小笠原返還協定もひとしくこの属性をそなえており、

今日の日本全体の繁栄・奄美の発展・小笠原の面開発の出発点となつたものである。これらの条約・協定はいずれも「終戦処理」的性格を共通にもつてゐるが、終戦処理は戦争の結果を清算するとともに、今後の歴史的発展への発足を可能ならしめるものである。従つて返還協定によつて米国統治時代の遺物がそのまま固定して了りといふようなものではなく、講和後の本土におけると同様、その修正の上に立つ新生沖縄の躍進を可能ならしめるものである。

#### 原則と条件 一 国益と権益の擁護

右は沖縄返還交渉の基本的性格をみても一層はつきりとする。日本側は返還の実現を目標として、その枠内で三大原則たる核抜き・本土並み・七二年返還の貫徹に最大の重点をおき、返還に伴ういろいろの付帶的諸条件はできる限り当方にとり望ましいものとするようになつて、対米妥協をする場合は暫定的または金錢をもつて解決しうるよう努めることとした。たとえていえば幹をしつかりと立て、枝葉は「とき」や「かね」をかけて段々と姿をよくして行くこ

とである。このことは既述の返還協定の「出発点」としての本質をふまえた考え方であるが、現実に協定はまず三原則を貫き、核抜きは共同声明第八項における米大統領の確約、返還協定第七条におけるその再確認、調印式における駐日米大使の声明などによつて確立され、本土並みも共同声明及び協定第二条により安保条約及び地位協定等関連取決めがそのまま変更なしに沖縄に適用されることが確認された。また一九七二年中の返還も共同声明、協定によつて手続が確定した。さらに三原則以外の面では、本土並みの原則の下本土の法令や地位協定などの既存の日米間の合意の枠内で、米軍施設・区域の縮少整理をはじめ種々の問題を前向きに解決して行くことができるようになるとまつてゐる。当然のことながら、協定はわが国及び沖縄県民の利益を最大限に守り、沖縄の将来の発展への発足を可能ならしめたものである。(なお、最近の世論調査では、協定内容につき満足・不満感あるが、「復帰できるからよい」が本土・沖縄を通じ合計六・七〇パーセントとの結果がでている。)

日米間の合理的調整と日本国憲法の精神  
かくのごとく生まれ出た返還協定が、米国との合理的な国益調整  
に立つものであり、かつ、日本国憲法の精神に従つて交渉され、ま  
たその手続によつて承認され、批准されるものではあることはいうまで  
ない。従つて交渉は日米の友好と相互信頼に基づく話し合いの枠  
内で行なわれ、いわゆる「反米・反体制」の「沖縄奪還」的返還交  
渉ではなく、日米それぞれ主張すべきは主張しつつ、きびしい中に  
も双方譲歩の限界内で最も実際的な解決を目指し、一方の主張のみ  
がとおつたかのごとき「何々ペース」とはほど遠いものであつた。  
とはいえ、交渉自体は共同声明を含めて前後三年にまたがり、時には  
きわめて難行したこともあり、決して坦々たる道を歩んだのでは  
なく、双方の英智と自制によつてようやく合意に達したものである。  
この点「沖縄返還は当然のことである」とする考え方は、この交渉経  
緯の実体よりすればきわめて非現実的である。

この精神で貫かれた交渉は、返還協定の発効をまたずしてすでに

日米関係上非常に良好な効果をなしている。すなわち、昨今の経済等をめぐる日米間の諸問題に関連して、沖縄問題がもし全く未解決であつたとしたなら、日米双方の間はしばしばみられるごとききわめて卒直な討議は到底実現しえず、問題はより困難となつていいたものと考えられる。

なお、「沖縄県民不在」でなかつたことはいうまでもなく、調印に先立つて沖縄選出の七議員も参加する国会に対する異例の中間報告があり、また交渉中しばしば行政主席・立法院その他の沖縄の代表者への説明が外務大臣はじめ関係各レベルにより行なわれた事実の示すとおり、憲法の精神に沿う努力がなされていいる。

#### 国際緊張の緩和－第三国の利益

日米友好信頼関係に基づく沖縄返還は、当然のことながらいかなる第三国 の利益をも侵害するものではない。特に核抜き・本土並み原則の在沖縄米軍施設への適用は、極東における国際緊張の緩和に資するものである。安保条約下の事前協議制によつて在沖縄米軍の

韓国・台灣地域を含む極東への発進は、従来と異なりわが国の自主的判断、その基準は現在の本土におけるものと変らず、による諸否のものとにおかれる。また返還後の沖縄は、米国が他の極東諸国等と締結している相互防衛諸条約の区域から外れることとなるが、いざにせよこれら諸條約と安保条約は沖縄返還の有無に拘わらず別個のものであり、返還を機としてこれらの「癒着」による「安保変質」は起りえない。なお、昭和四十四年十一月二十一日の佐藤・ニクソン共同声明に述べられている総理の韓国及び台灣地域と日本の安全との関係についての見解は、同日の総理のナショナル・プレス・クラブ演説の言及とともに、地理的位置等よりする当然の認識と所信を卒直に述べたにすぎず、わが国の国際緊張緩和への努力強化の方針と完全に一致している。

復帰後沖縄の局地防衛の責務は日本が当然負うことになるが、純粹に防御的な、かつ、少數の<sup>自衛隊</sup>沖縄配備が第三国に脅威を及ぼすことはありえない。また自衛隊の基本的性格よりして、在沖縄米軍の肩

代りないし海外派兵などは全く考えられないところである。

このほか在沖縄米V.O.A放送が暫定的に存続するが、その放送内容は共産圏諸国を刺戟することとなるので、わが国とこれら諸国との関係にすれば他に移転することはない。なお、尖閣諸島に関しては、これら諸国支障をきたすことはない。がわが国固有の領土であることは疑いなく、従つてこれらの返還について他国との交渉などの事態はありえない。

かけがえのない返還協定

以上のように、沖縄返還協定はきわめて大きな重要性をもつものであるが、その最大の意義はいうまでもなく、これが沖縄県の祖国復帰を可能にする唯一の方法であることに存する。復帰が実現しなくては何事もならず、まず復帰することがすべての前提であるが、協定の発効が大幅にのびれば、それだけ沖縄のいわゆる異民族統治が永く継続することとなり、万一不成立ともなれば、沖縄の祖国復帰の道は閉ざされ、沖縄県民は将来に向つて出発できることとな

る。協定の内容に対する批判よりする「再交渉論」あるいはこれが「反米反体制」を貫いていないとする「粉碎論」がもし現実のものとなれば、さきに述べた如上<sup>(交渉の経緯の実態として)</sup>の結果をもたらすこととなるのは自明の理である。従つて本年十月からの国会における協定承認のための審議は沖縄百万同胞の祖国復帰を左右するのみならず、今後の日米関係、ひいてはアジア及び世界の平和にも影響を及ぼすべき重大な意味合いをもつものである。なお、協定のほかこれを実施する上に不可欠な国内諸法案が協定とともに成立することも同様に必須のことからである。なお発効の前提となる批准書の両政府による交換の日取りは、日米両国における立法府の審議が終了してはじめて予定しうるものと考えられている。政府としては一九七二年四月一日返還実現が沖縄現地はじめ日本側の強い要望であることを米側に屢次伝えているが、右のごとき考えもあつて、日米間に返還予定日についての合意はまだできていない。ただし、双方の事務当局は予算手当との関係もあり、自国会計年度に合わせ、日本は四月一日、米側

は七月一日をそれぞれ準備作業上の目標日として想定している。

以上沖縄返還交渉の本質と意義とを概観してきたが、これより交渉の経緯と各種の内容点につき述べてみることとしたい。